

# 地方自治体における再生可能エネルギー政策の検討

千葉大学大学院人文社会科学研究所公共研究専攻

馬上 丈司

## はじめに

本研究は、日本国内における地方自治体による再生可能エネルギー政策について、その現状と今後取り得る施策の方向性を明らかにすることを目的としている。これまでの我が国における再生可能エネルギー政策を振り返り、現在の政府の政策と地方自治体の政策を概括した上で、エネルギー永続地帯指標 2008 年版をベースとして今後の地方自治体における再生可能エネルギー政策について検討を行ったものである。

## 1. 日本のエネルギー政策と再生可能エネルギー

我が国におけるエネルギー政策は、電気事業政策を中心に戦後一貫して政府の専管事項であった。この要因の一つは、第二次世界大戦時の戦時体制におけるエネルギー資源管理の政府への集約や、その後の戦後復興と経済成長のために国家管理の継続がなされたこと、化石燃料をはじめとする社会の基盤となるエネルギー資源をほぼ輸入に依存せざるを得ないという、我が国の資源事情などがある。そして、従来のエネルギー資源利用では、どのようなエネルギーを使うのかを国民自身が選ぶことができなかった。電気は火力発電か原子力発電、水力発電によって供給され、熱はLPガスや都市ガス、灯油や電気によって賄われ、輸送用燃料はガソリンと軽油であり、1970年代前半には一次エネルギー供給の90%以上が化石燃料によるものであった。<sup>1</sup>このような輸入資源に依存したエネルギー供給構造では、国土全域におけるエネルギーインフラの整備を政府が担うことは効率性の面から必然ではあったと言えよう。しかし現在において、エネルギー政策を政府の専管事項としておけない状況が生じてきている。再生可能エネルギーの普及である。再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然界に広く存在するエネルギー資源を利用するもので、気象的・地理的要素によってその多寡はあるものの、これらのエネルギー資源は我が国のあらゆる地域に存在し、熱だけでなく電気としての利用も個人レベルで可能になってきた。更に、再生可能エネルギーはそのほとんどが純国産のエネルギー資源であるとともに、利用に伴う環境負荷が化石燃料などに比べて大きく低減される。これまで国内のエネルギー需要を満たしうる国産エネルギー資源をもたなかった我が国にとって、再生可能エネルギーの利用拡大はエネルギー安全保障の強化や、化石燃料からの転換による気候変動対策に不可欠なものである。

一方で、再生可能エネルギーの利用は我々に対してエネルギーの供給と消費における大

---

<sup>1</sup> 文部科学省 昭和 49 年版科学技術白書 第 1 部 第 2 章 第 1 節 1  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaa197401/hpaa197401\\_2\\_012.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa197401/hpaa197401_2_012.html)

きな意識の転換をもたらす可能性がある。前述のように様々な気象的・地理的要素によって存在し、必要な設備さえあれば個人であれ組織であれ、誰もがその恩恵を享受することができるということは、利用するエネルギーの選択肢を拡大させることになるのである。これは、需給近接というエネルギー消費上のメリットに加え、食糧自給などと併せて人々の生活圏の持続可能性を考える鍵にもなろう。ここで思い起こさなければならないのが、前述した我が国の政府専管事項としてのエネルギー政策である。従来型のエネルギー資源と違い、再生可能エネルギーは分散型供給に適するという点で特徴的であり、これは従来型のエネルギー政策に転換を迫る要因となる。国家全体として、どの部門にどれだけのエネルギー需要があるのかを把握し、それを賄うために必要な規模のエネルギー資源を確保し、供給する体制を整えるマクロな計画を遂行することが従来型のエネルギー政策とすれば、再生可能エネルギーを軸に据えたエネルギー政策は、ある地域においてどのような再生可能エネルギー資源があり、こういった手法を用いればそれを効率的・持続的に利用することが可能か、地域内での需要を賄い、それを超えて供給することが可能なものはどう活用すべきかを考えていくことが必要となる。当然ながら、国家全体でのエネルギー需給バランスを整えていく政府の役割は変わらない。また、ここでいう地域とは都道府県や市区町村といった行政区域が一つの区切りとなるが、再生可能エネルギー資源は自然環境に由来するものであるから、その利用にあたっては人が自らの意図によって定めた境界で区切りきれない。森林も河川も温泉も、行政区域など何の関係もなく広がり存在しているのだから、これらを利用するに際して、我々はかなり柔軟な思考を要求されることとなろう。

## 2. 再生可能エネルギーの定義の変遷

我が国における再生可能エネルギー政策の歴史を振り返るとき、まず「再生可能エネルギー」の定義を考えてみなければならない。再生可能エネルギー政策の発端としてあげられるのは、1970年代の2度のオイルショックにある。当時、国内の電力供給は50%以上を石油火力発電に依存しており、ちょうど第一次石油危機に当たる1973～74年にかけて、その比率は最大約56%に達していた。この状況を受けて、石油に代わるエネルギー源（石油代替エネルギー）の開発及び導入を進めることとし、1980年に「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」<sup>2</sup>が成立した。この時既に、1974年に始まった政府の新エネルギー技術開発計画「サンシャイン計画」の下で、再生可能エネルギーでは太陽光及び太陽熱、地熱、波力、風力、バイオマスの研究開発が進められていた。<sup>3</sup>その後、1998年に成立した「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（新エネ法）によって、石油代替エネルギーとされてきたもののうち「経済性の面における制約から普及が十分でないもの」が新エネルギーとして定義されることとなる。しかし同法の定義では新エネルギー＝

<sup>2</sup> 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S55/S55HO071.html>

<sup>3</sup> 文部科学省 昭和55年版科学技術白書 第1部 第1章 第3節 2項  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaa198001/hpaa198001\\_2\\_014.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa198001/hpaa198001_2_014.html)

再生可能エネルギーではなく、廃棄物利用（いわゆるごみ発電等）や「供給サイドの新エネルギー」と呼ばれる天然ガス自動車や電気自動車、燃料電池、天然ガスコジェネレーションなど「再生可能ではない」エネルギーも新エネルギーとして一括りにされていた。更に2008年に新エネルギーの定義を定めていた同法施行令が改正<sup>4</sup>され、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電<sup>5</sup>、地熱発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料、雪氷利用、温度差利用が「新エネルギー」となる。そして現在、2009年8月28日に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」<sup>6</sup>において「再生可能エネルギー源」という言葉が用いられ、同施行令において太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、その他自然界に存する熱、バイオマスが再生可能エネルギー源として定義された。以下に、我が国における再生可能エネルギーの定義の変遷と、比較としてU.S. Energy Information Administration及びREN21における定義を表にまとめたものを示す。（表1）

表1 再生可能エネルギーの定義比較

法規等 種類	サンシャイン 計画(初期)	新エネ法 (制定当初)	新エネ法 (改正後)	非化石エネ ルギー法 <sup>7</sup>	U.S. EIA <sup>8</sup>	REN21 <sup>9</sup>
太陽光発電	○	○	○	○	○	○
太陽熱発電	○	-	-	△ <sup>10</sup>	○	○
太陽熱利用	○	○	○	○	○	○
風力発電	-	○	○	○	○	○
大規模水力発電	-	-	-	-	○	○
小水力発電	-	-	○	○	○	○
地熱発電	○	○	○	○	○	○
バイオマス発電	-	○	○	○	○	○
バイオマス熱利用	-	○	○	○	○	○
バイオマス燃料	-	○	○	○	○	○
温度差利用	-	○	○	○	-	-

<sup>4</sup> 経済産業省「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」について  
<http://www.meti.go.jp/press/20080129002/20080129002.html>

<sup>5</sup> 出力1,000kW以下に限る。

<sup>6</sup> エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21HO072.html>

<sup>7</sup> 法令中には「エネルギー源」のみが定められているため、他の法令から該当すると推定されるものを示す。

<sup>8</sup> U.S. Energy Information Administration, “Renewable Energy Consumption by Energy Use Sector and Energy Source” [http://www.eia.doe.gov/cneaf/solar.renewables/page/rea\\_data/table1\\_2.html](http://www.eia.doe.gov/cneaf/solar.renewables/page/rea_data/table1_2.html)

<sup>9</sup> 同上6

<sup>10</sup> 定義上は含まれると見なすことも出来るが、新エネ法では外れている。

雪氷熱利用	-	○	○	○	-	-
波力発電	○	○	○	○	-	○
廃棄物発電	-	○	-	-	○	-
廃棄物熱利用	-	○	-	-	○	-
廃棄物燃料	-	○	-	-	○	-

(出所) 各資料より筆者作成

再生可能エネルギーの国際的な定義としては、Renewable Energy Policy Network for the 21st Century (REN21) のRenewables Global Status Report 2009<sup>11</sup>において、大規模水力発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電、太陽光発電（系統連系）、地熱発電、集光型太陽熱発電、海洋（波力）発電、バイオマス熱利用、太陽熱利用、地熱利用、エタノール製造、バイオディーゼル製造が挙げられている。表 1 を見る限りでは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスについてほぼ共通の状態が見られるが、例えば太陽光発電についてはREN21 では系統連系<sup>12</sup>されているものに限定していること、新エネ法ではサンシャイン計画時は研究開発対象となっていた太陽熱発電が外れていること、小水力発電を新出力1,000kW以下に限っていることなど、いくつもの点で差異が見られる。表に挙げた以外にも、再生可能エネルギーとして海洋温度差発電や潮汐・潮流発電など様々なエネルギー源の利用可能性があり、今後も定義されるエネルギー源は変遷していくこととなろう。なお、2010年3月12日に閣議決定された「地球温暖化対策基本法案」においては、再生可能エネルギーを太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス及び持続的に利用できるものとして政令で定めるもの、と定義している。<sup>13</sup>

### 3. 再生可能エネルギー政策の俯瞰

ここまで、我が国における再生可能エネルギーの導入拡大を図る動機と、再生可能エネルギーの定義について概括してきた。では、我が国における再生可能エネルギー政策はこれまでどのような手法がとられ、また現在どのような政策が実施されているのだろうか。まず必要であったのは、再生可能エネルギーを利用するための技術開発である。国内で最も古くから用いられている水力発電と、有史以来の人類のエネルギー源であったバイオマス熱利用（木材などの燃焼による熱エネルギーの獲得）、そして温泉熱としての地熱利用を除けば、様々な自然のエネルギー源から電気や熱を現在の社会活動において使いやすい形で取り出すことは、新たなエネルギー開発の挑戦である。前項で述べたサンシャイン計画以降、政府は産学官合同の国家プロジェクトとして再生可能エネルギーの技術開発と実証実験を続けてきた。そして実現にこぎ着けた再生可能エネルギー利用を普及させるために

<sup>11</sup> REN21, “Renewables Global Status Report 2009 Update” <http://www.ren21.net/globalstatusreport/g2009.asp>

<sup>12</sup> 独立電源としてではなく送電網に接続して電力を送り出していること。

<sup>13</sup> 環境省 地球温暖化対策基本法案の閣議決定について <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12257>

は、特に既存のエネルギー源との経済性の格差をいかに縮めていくかが課題である。これに対する政策として、政府による開発事業・率先導入の他、地方自治体や民間の再生可能エネルギー利用設備の設置規模に対して補助金を交付 (ex. 住宅用太陽光発電導入促進事業<sup>14)</sup>) したり、あるいは再生可能エネルギーによって供給されるエネルギーを従来のものよりも価格を上乗せして買い取ったりする (ex. 太陽光発電買取制度<sup>15)</sup>) などの方策がとられる。もう一つ、再生可能エネルギー利用設備の設置あるいはエネルギー源の利用のための権利、許認可の課題がある。小水力発電では河川や水路を利用するための水利権、風力発電や地熱発電ではエネルギー源の豊富な地域が国立公園など自然保護区であったり、観光地の景観や、地熱では温泉との兼ね合いであったりなど様々な利益が絡んでくる。自然のエネルギーが豊富なところは既にそれを利用する仕組みができあがっているもので、これを調整する仕組みを作らなければならない。更にもう一つ、再生可能エネルギーによって電力を供給しようとする場合、送電網に対する接続 (系統連系) の必要性が生じる。従来、国内における送電網は地域電力会社の所有であり、小売りも電力会社しか出来なかった。電力自由化によって一定の条件の下で新規参入事業者による小売りが認められたが、発電施設からの送電には、自前の送電網を構築するか電力会社の送電網を借りなければならない。再生可能エネルギーを利用すると、個人でも発電設備を備えて電力を供給し、売電を行うようになるし、そもそも売電できなければコストが引き合わなくなる。太陽光発電のように一日の間で出力変動が大きいエネルギー源であれば、昼間は送電網に電気を送出して売電し、夜間は送電網から電気を引き込むことになる。再生可能エネルギーの利用に際しては従来のエネルギー源とは全く違った制度が必要となってくるため、単に経済性だけを勘定して補助金を出せば普及が進むというわけにはいかないのである。

では政府はこれまで何をしてきたかという点、そもそも再生可能エネルギーを大きく導入しようという意識が低く、今でこそ温室効果ガス削減を掲げて導入拡大の気運が盛り上がっているが、直近の 2009 年 4 月に出された政府の電力供給計画<sup>16)</sup>ですら、今後 10 年で発電電力量における新エネルギー等の比率を 1% から 1.5% に引き上げると言った程度である。ここ 10 年の我が国の再生可能エネルギー政策の中核を担うのが、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法) に基づく RPS (Renewables Portfolio Standard) 制度<sup>17)</sup> と呼ばれるもので、電気事業者に対して毎年一定量の新エネルギー等による電力の利用を政府が義務付けるものである。国内における再生可能エネルギーの動向は、この RPS 法の対象となるかどうかによって左右されてしまった。その他の制度的な問題も含めて、不遇な扱いを受けてきたのは小水力発電と地熱発電である。前者は RPS 法で「1000kW 以下のものであって、水路式の発電及びダム式の従属発電」という条件が付き、

<sup>14</sup> 新エネルギー財団 住宅用太陽光発電導入促進事業 <http://www.solar.nef.or.jp/index1.htm>

<sup>15</sup> 資源エネルギー庁 太陽光発電の新たな買取制度 <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/index.html>

<sup>16</sup> 資源エネルギー庁 平成 21 年度 電力供給計画の概要について pp.3-4  
<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/electricpower-supply.htm>

<sup>17</sup> RPS 管理システム <http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/main.html>

しかも河川などで小規模な設備を造って運用しようとする場合、ダム式の水力発電所と同様の手続きを経なければならないという大きなハードルを越えねばならず、売電価格も安い。後者は一時期普及熱が高まっていたものの、主流となっていた発電方式が新エネ法の対象から外れ、RPS法でも「熱水を著しく減少させないもの」との条件が付いたため、1996年以降新設が1基もない。最も普及を推し進めていた太陽光発電でも、住宅用太陽光発電導入促進事業として1994年度から2005年度まで1kWあたり2~90万円の補助金を支給<sup>18</sup>していたが、徐々に普及してこれから更に、という時期に制度を打ち切ってしまった。電力会社との系統連系による売電契約も余剰電力を買い取るというもので、個人で設置しても耐用年数の限界まで使っても投資コストの回収すら難しいという状態であった。

しかも、これら一連の施策は、再生可能エネルギーが本来有する「地域毎のポテンシャルの違い」を全く考慮せず、国内に画一的に適用してしまったことも大きな問題である。化石燃料や原子力のように、エネルギー資源から取り出せるエネルギー量が設備に応じて一定で、資源に可搬性がある場合は国家単位の総需要に対して供給の配分を考えていけばよいが、自然エネルギーはエネルギー供給を行う地域の資源量に依存する。そして、エネルギーの供給者も政府と電力会社、石油会社、ガス会社だけではなく、あらゆる個人、企業、各種団体がなりうるとなれば、これまでのようなエネルギー政策構造は通用しなくなる。しかしながら、再生可能エネルギーはまだ十分な経済性を備えないものが多く、前述のように制度面でも様々な調整の課題を抱えている。そこで重要となるのが、地方自治体の役割、再生可能エネルギー政策の主体化である。

#### 4. エネルギー持続地帯指標から見る地方自治体の再生可能エネルギー政策

地方自治体がエネルギー政策を担う、自ら域内のエネルギー需給を把握し開発調整を行っていくということは、1938年の「電力管理法」によって国内の全ての電力関連施設が政府に接収されて以降、地方自治から切り離されてしまっていた分野である。しかし、再生可能エネルギーは各地域の細かな事情をフォローして行かなければ効率的な導入・利用が出来ない。そもそも、政府ですら国内における再生可能エネルギーの利用の実態を詳細には把握していない状態である。そこで、まず国内における再生可能エネルギーの現状を「エネルギー持続地帯指標」を基に見ていく。

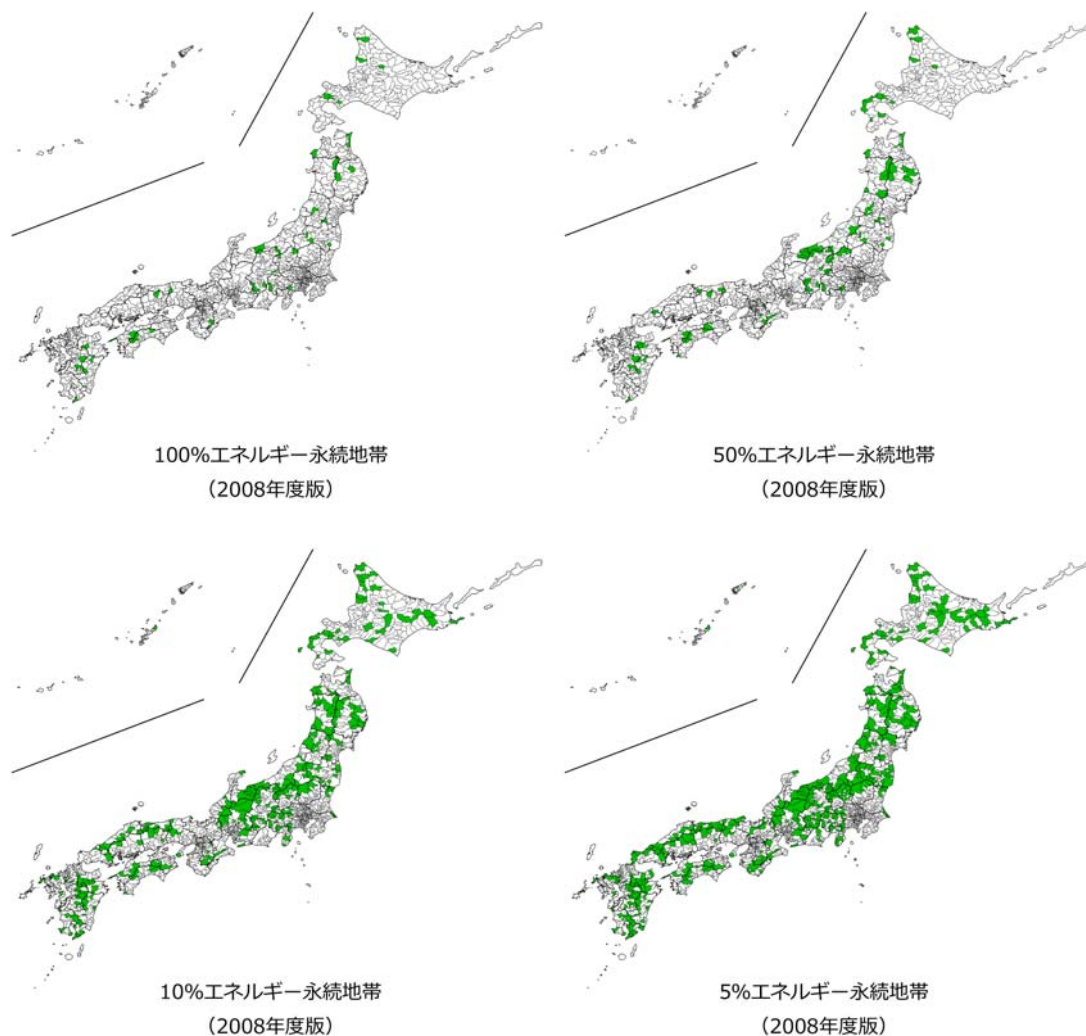
「エネルギー持続地帯指標」とは何かを簡単に解説すると、ある区域における再生可能な自然エネルギーのみによって、その区域におけるエネルギー需要のすべてを賄うことができる区域を「エネルギー持続地帯」と定義し、その自給の割合を指標化したものがエネルギー持続地帯指標である。本指標の最も新しいバージョンである2008年版では、国内の全市区町村における再生可能エネルギーによる電力と熱供給量を網羅的に把握し、それらのエネルギー供給量が域内の民生用及び農水用電力・熱需要に対してどの程度の割合に達しているのかを明らかにしている。対象となる再生可能エネルギーは以下の7種類である。

<sup>18</sup> NEDO住宅用太陽光発電導入促進事業 <http://www.nedo.go.jp/nedata/16fy/01/e/0001e004-03.html>

- 太陽光発電（一般家庭、事業用）
- 事業用風力発電
- 地熱発電
- 小水力発電（10,000kW 以下の水路式に限るが、調整池を含む）
- バイオマス発電（バイオマス比率が明確なもので、ごみ発電は除く）
- 太陽熱利用（一般家庭、事業用）
- 地熱利用（温泉熱利用（浴用・他目的利用）、地中熱利用）

これらのエネルギー源の供給実態について、都道府県別に集計し分析したものが後掲の資料（都道府県別データシート）であり、図1は市区町村単位での自給率を5～100%の4段階でマッピングしたものである。

図1 市区町村別エネルギー持続地帯マップ



(出所) エネルギー持続地帯指標 2008 年版より筆者作成

前節で、我が国における再生可能エネルギー政策の問題点をいくつも指摘してきたが、実際に国内での導入状況を調査してみると、地域によっては域内の自給率ベースで高い割合を占める場所が、いくつも存在することがわかった。域内の民生及び農水用エネルギー需要を100%再生可能エネルギーで満たしていると見なされる市区町村が50カ所、電力に限れば82カ所に上るという結果となり、都道府県単位では同6県、11県となっている。国内の自然エネルギーの供給内訳を見ると、小水力発電が約48%、地熱（地熱発電及び地熱利用）が18%、太陽熱利用が13%となっており、前節でほとんど普及促進の施策がとられなかったとしたエネルギー源が大きな割合を占めていることが分かる。近年最も普及に力を入れてきた太陽光発電は、風力発電（11%）をも下回る僅か6.1%であった。この結果から言えることとして、まず我が国の自然条件から有望な再生可能エネルギー源は何であるかを政府が見誤ってきたことが指摘できよう。薄く広く存在する太陽光発電よりも、電源として100年近い開発の歴史を持つ水力や地熱に目を向けるべきであったのであり、地域における再生可能エネルギーの可能性を、もっと詳細に評価して利用を進める手段を模索していかなければならない。そして、再生可能エネルギーの導入は単に国家レベルのエネルギー政策の要素という意味だけでなく、地域に対して様々な利点をもたらさうという視点も必要である。その一つが、地域の活性化と再評価である。大都市にせよ過疎地にせよ、まず再生可能エネルギーの導入は既存エネルギー源の利用からの転換によって、環境負荷の削減につながる。電気や熱は食糧と同様に人々の生活に欠かせないものであるし、食糧の地産地消や自給自足は高い評価を得ることが多く、エネルギーの地産地消と自給自足もまた同じ評価を与えられるべきものであろう。自分達が用いるエネルギー源を選ぶということが、資源利用への価値観の転換にもつながりうる。また、電力に関して言えば売電によって収入を得ることが出来、これは地域住民や自治体にとって新たな財源として期待できる。

では、このような現状の上で、地方自治体における再生可能エネルギー政策とはどのようなものになるのだろうか。これまで、地方自治体が再生可能エネルギーの普及にあたってどのような役割を果たしてきたのかを振り返ると、以下の3つに集約される。

- (1) 政府による各種補助の窓口
- (2) 独自の設置補助制度（補助金給付、低利融資）の実施
- (3) 地方自治体自らによる再生可能エネルギー設備の設置

政府の施策が補助金制度に偏重しており、独自の施策を行おうにも財源の手当が難しく、この点については今もほとんど変わりはない。その中でも特色ある施策を行った自治体としては、各種再生可能エネルギー源を組み合わせたバイオマスタウン構想を進める岩手県葛巻町<sup>19</sup>や、町営風力発電による収益を環境施策の基金とした高知県梺原町の例<sup>20</sup>などがあ

<sup>19</sup> 葛巻町 クリーンエネルギーへの取り組み <http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/index.php?topic=kankyo>



る。更にこういった小規模な自治体だけではなく、国内最大のエネルギー消費自治体である東京都でも、省エネルギーの推進と併せて、2020年までに都内のエネルギー消費における再生可能エネルギーの割合を20%にまで高める<sup>21</sup>としている。また、1995年から始まったNEDOの「地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業」や、1998年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」<sup>22</sup>（地球温暖化対策推進法）によって「地球温暖化対策地域推進計画」の策定義務が課されるなど、地方自治体は再生可能エネルギーへの取り組みに向き合わざるを得なくなりつつある。

では、地方自治体がどうすべきかを考えたとき、直ちに着手すべきなのは、域内の再生可能エネルギーの利用実態とポテンシャルの把握である。現在のところ、新エネ法の対象となっている再生可能エネルギーですら、RPS法の対象となっている設備以外は統計情報が整備されていない。しかし、現状と可能性の把握なくして再生可能エネルギーの導入は出来ず、また政府の統計も結局は地方自治体のデータの積み重ねであるから、まずは自治体自らがその把握に乗り出さねばならない。エネルギー永続地帯指標の都道府県シートから見てみると、例えば北海道は風力発電と小水力発電がほぼ同規模のエネルギーを供給しており、なお且つ風力発電の電力供給量は国内最大である。太陽光発電と太陽熱利用は愛知県が共に全国1位のエネルギー供給量であるが、1k㎡辺りのエネルギー供給密度では共に大阪府が1位となる。国内最大の再生可能エネルギー供給量と自給率を誇る大分県は、地熱発電及び温泉熱（浴用）と小水力発電のエネルギー量が非常に大きい。このような情報は、これまでどの自治体も、政府でさえも把握していなかったものである。これらの情報をベースとして、再生可能エネルギー導入のための施策を検討することとなる。

## 5. 地方自治体を取り得る政策メニューと今後の課題

再生可能エネルギー普及のための具体的な政策として、地方自治体がどのような手法をとり得るのかを以下に列挙する。

- 再生可能エネルギー利用設備の設置補助金の交付
- 再生可能エネルギー利用設備に対する税制優遇
- 再生可能エネルギー利用設備導入資金の低利融資
- 再生可能エネルギーによる供給エネルギーの買い上げ保証制度
- 自治体自身による再生可能エネルギー利用設備の設置
- 自治体自身による再生可能エネルギー証書の購入
- 建築物の新築時における再生可能エネルギー設備の導入配慮義務
- 域内における再生可能エネルギー導入促進のための行政計画の策定

---

<sup>20</sup> 梶原町環境モデル都市行動計画 <http://www.town.yusuhara.kochi.jp/hyosho.files/moderu.pdf>

<sup>21</sup> 東京都再生可能エネルギー戦略 <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/04/DATA/20g43100.pdf>

<sup>22</sup> 地球温暖化対策の推進に関する法律 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO117.html>

- 都市計画における再生可能エネルギーの導入
- 温室効果ガス排出量に応じた課税制度の導入
- 温室効果ガス排出量の排出事業者への割当てと事業者間での取引制度の導入
- 再生可能エネルギー政策の財源確保のための地方債の発行
- 住民や事業者、各種団体に対する域内の再生可能エネルギーの情報提供
- 設備設置にあたって必要な許認可などの手続き情報の提供
- 近隣の自治体と共同での再生可能エネルギー開発

これらの政策の実現のためには、いくつかのハードルがある。一つは、前述のように財源の確保の問題で、これは既存エネルギー源の開発に回されている政府財源を地方自治体に移譲する仕組みが必要である。また、上記政策の中にもあるが再生可能エネルギー政策に用途を限定した地方債の発行なども視野に入る。許認可に関しても最終的な権限が政府にある場合も多く、これも権限の移譲がなされていかなければならない。行政計画の策定や都市計画における導入などは比較的容易に取り組めると考えられるが、計画内容を実行に移すにはやはり資金の問題が浮上することは否めない。住民や事業者を巻き込んだ事業の仕組み作りも必要となるだろう。財政的な支援がなくとも民間だけで事業を回せるケースが既にいくつも出てきており、こういったものへの行政の関わり方として、やはり各種の情報提供や許認可の手続きにかかる支援は欠かせない。

ここまで一口に地方自治体と括ってきたが、財源も権限も豊富な東京のような大都市と、人口規模の小さな市町村では事情が異なるのは言うまでもない。しかしながら、国内における再生可能エネルギーの利用実態が明らかになった今、取り組みが出来るところから率先して動き出すことがまず肝要である。提示してきた問題の中には大きな政治的改革を伴うものもあるが、改革が必要であるという状況を作り出すことが物事を動かすことにつながるのは歴史の語るところであり、地方自治体の再生可能エネルギー政策を考えていく上で、政府の現行制度との比較による問題点の導出や、エネルギーの消費者であり生産者にもなる住民や事業者などの視点からのアプローチが、本研究の今後の課題である。